

広島市告示第93号

平成27年3月5日

広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）第12条第1項の規定により景観形成広告整備地区を指定し、及び同条第2項の規定により広告物景観形成指針を定めたので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 景観形成広告整備地区

広島市景観条例（平成18年広島市条例第39号）第6条第2項の景観計画重点地区のうち、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区並びに同条第1項の景観計画に定めるリバーフロント・シーフロント地区のエリア（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区と重複する部分を除く。）

2 広告物景観形成指針

屋外広告物の掲出に関する基準（景観形成広告整備地区）

3 運用開始日

平成27年7月1日